

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/7/15号 (No. 585)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「規則制定に関する手続き規定」で意見募集(国家知識産権網 2024年7月11日)
2. 合肥市における「知的財産権保護と促進条例」施行、地域イノベーションを加速(中国保護知識産権網 2024年7月5日)

○ 中央政府の動き

1. 第65回WIPO加盟国総会開幕、中国国家知識産権局の申局長が演説(国家知識産権網 2024年7月9日)
2. 全国知的財産専攻学位大学院教育指導委員会、北京で全体会議を開催(国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年7月8日)
3. 国家知識産権局による外資系企業知財保護座談会、北京で実施(国家知識産権網 2024年7月5日)
4. 国家知識産権局、人工知能とデジタル化の進展に対応し知的財産制度を強化(中国保護知識産権網 2024年6月27日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市知識産権局が「専利代理機関渉外サービス規範ガイドライン」を発表(北京市知識産権局公式サイト 2024年7月8日)

【華東地域】

2. 江西省、知的財産権専門官制度を推進 人材育成に向けた新たな施策(中国知識産権资讯网 2024年7月10日)
3. 安徽省、専利の転化運用を支援する30の施策を打ち出す(国家市場監管総局公式サイト 2024年7月10日)
4. 江蘇省、海外知財紛争対応への指導を強化 「サービス管理弁法」を作成(国家知識産権網 2024年7月8日)
5. 浙江省、企業特化型の「IPポートレート」サービスを開始(国家知識産権戦略網 2024年7月8日)

○ 司法関連の動き

1. 重慶知的財産権法廷、設立3年で各種知財事件を1.4万件以上受理(重慶市第一中級人民法院 Wechat 公式アカウント 2024年7月10日)
2. 「コネクテッドカー知財と法律フォーラム」開催、十大大事例を発表(北京互聯網法院 Wechat 公式アカウント 2024年7月9日)

3. 江陰市における知的財産犯罪に対する新たな取り組み、被害企業への迅速な賠償を確保(最高人民検察院公式サイト 2024年7月7日)
4. 北京、ブロックチェーンでデータ知財保護を強化 司法・行政・取引所がシステム統合(北京市知識産権局公式サイト 2024年7月5日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 浙江省における重点商標保護の新たな施策、省レベルでの協調保護体制を確立(国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年7月10日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 四川省と重慶市、自動車産業の「営業秘密保護連盟」を発足(中国保護知識産権網 2024年7月10日)
2. 国網福建電力から20名が福建省知的財産専門家シンクタンクに選出(中国保護知識産権網 2024年7月9日)
3. 全国初の知的財産権資産担保証券が深セン証券取引所で発行(成都市科学技術局公式サイト 2024年7月8日)

○ 統計関連

1. 中国における外国企業の知的財産権出願が急増(中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024年7月9日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「規則制定に関する手続き規定」で意見募集★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は立法の公開性と透明性を高め、立法の質を向上させるため、「国家知識産権局規則制定に関する手続き規定」の意見募集稿及びその起草説明を作成し、公表した。8月12日までに一般向け意見を募集している。

意見募集稿とその起草説明は CNIPA 公式サイトとウェーチャット公式アカウントに掲載されている。意見提出の方式は以下の通り。

▽中華人民共和國司法部公式サイト（<http://www.moj.gov.cn>）と「中国政府情報網」（<http://www.chinalaw.gov.cn>）のトップページにアクセスし「立法意見征集」特集で意見を提出。

▽電子メール tiaofasi@cnipa.gov.cn

▽FAX 010-62083681

▽書簡 北京市海淀区西土城路6号国家知識産権局条法司総合業務処 〒100088

(出典：国家知識産権網 2024年7月11日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/11/art_75_193712.html

★★★2. 合肥市における「知的財産権保護と促進条例」施行、地域イノベーションを加速★★★

今月より、安徽省初の包括的な知的財産権に関する法規である「合肥市知的財産権保護と促進条例」が正式に施行された。この条例は、国が指定する知的財産権保護モデルエリアにおいて、地方法規としては初めての導入となる。

合肥市人大常委会法制活動委員会の副主任、徐佳氏は「条例の最大の特徴は、合肥の科学技術および産業の実際の状況と密接に連携している点である」と述べた。この地方法規は、科学技術のイノベーションを促進し、新たな質の生産力を育成する上で重要な役割を果たすことを目指している。

合肥市では昨年の特許出願件数が1万5000件を超え、安徽省全体の5割以上を占めている。新たに施行された「条例」は、次世代情報技術、先端設備製造、バイオ技術、新エネルギーなどの戦略的新興産業および人工知能、量子情報、新宇宙探査などの未来産業に関連する知的財産権の保護を一層強化している。

この条例の実施により、社会のイノベーション活力を引き出し、経済および社会の高品質な発展を促進することが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年7月5日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202407/1986640.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 第65回WIPO加盟国総会開幕、中国国家知識産権局の申局長が演説★★★

7月9日、世界知的所有権機関(WIPO)加盟国総会がスイス・ジュネーブで開幕した。この総会には、中国国家知識産権局(CNIPA)の申長雨局長をはじめとする中国代表団が出席した。

申局長は、一般演説において、中国の知的財産権発展の最新の進展と中国政府の関連する取り組みについて紹介した。また、WIPOが過去一年に達成した成果を評価し、知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する国際協定の締結を祝う言葉も述べた。

中国政府代表団には、国家知識産権局、国家版權局、国家市場監督管理総局、ジュネーブ国際機関中国政府代表部、香港特別行政区知的財産署の関係者が含まれている。また、中華全国専利代理師協会と中国国際貿易促進委員会もオブザーバーとして会議に参加している。

(出典：国家知識産権網 2024年7月9日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/9/art_53_193656.html

★★★2. 全国知的財産専攻学位大学院教育指導委員会、北京で全体会議を開催★★★

7月3日、北京で全国知的財産専攻学位大学院教育指導委員会の全体会議が開催された。会議には、

教育指導委員会の主任委員を務める国家知識産権局 (CNIPA) の申長雨局長が出席し、演説を行った。

申局長は演説の中で、中国における知的財産権大学院教育の近年の進展について触れた。特に、知的財産権大学院教育のトップレベルデザインが絶えず改善され、育成体制がより健全になり、教育規模が持続的に拡大しており、一連の重要な進展を遂げていることを強調した。また、知的財産権学位の設立が、大学院教育を通じて高度な複合型および応用型人材を育成する新たな道を切り開いていると述べた。

会議では、知財専攻の大学院教育の目標、総体的方針、活動の重点を一層明確にし、大学院教育の高品質な発展を推進することが強調された。育成体制のさらなる整備や育成モデルの最適化が求められ、教育の質の向上と専門人材の確保に向けた具体的な施策が検討された。

知財専攻学位大学院教育指導委員会は昨年 7 月に設立され、21 名の委員が所属している。事務局は同済大学に設置されており、今後も知的財産権の専門教育と人材育成の強化が期待されている。

(出典：国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 7 月 8 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/lyZTX1fQexLkCQop6vcqrQ>

★★★3. 国家知識産権局による外資系企業知財保護座談会、北京で実施★★★

7 月 4 日、北京で国家知識産権局 (CNIPA) の申長雨局長が主催する外資系企業の知的財産権保護座談会が開催された。この会議には、ニデック株式会社、アストラゼネカ、バイエル、ベーリンガーインゲルハイム、フェニックス・コンタクト、メルク、シュナイダーエレクトリック、フォードモーター、レゴグループ、テスラ、シーメンスなど、11 社の外資系企業代表が参加し、知的財産権保護の課題について意見交換を行った。

申長雨局長は、「昨年以降、北京、上海、広東などで外資系企業の知的財産権座談会を多数開催しており、具体的かつ実践的な企業の声を知ることができた。これらの声は、我々の知的財産権業務にとって大きな刺激となっている」と述べた。また、「知的財産権の厳格な保護は、良好なビジネス環境を形成する上で重要であり、外資系企業にとっても非常に関心の高い問題である。知的財産権の機能を最大限に活用し、外資系企業が直面する具体的な困難や問題を効果的に解決し、よりターゲットを絞ったサービスを提供することで、中国での外資系企業の発展に良好な環境を提供する必要がある」と強調した。

座談会では、各企業が開かれた雰囲気の中で自由に意見を述べ、特許審査基準のさらなる改善、商標の悪意ある登録対策の強化、中国馳名商標保護の強化、部門間や地域間の法執行の連携強化など、具体的な要望を提出した。これらの課題に対して、関連部門からは積極的な回答と解決策が示された。このような取り組みは、外資系企業にとっての中国市場での活動がより安心できる環境を提供することを目指している。

(出典：国家知識産権網 2024 年 7 月 5 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/5/art_53_193567.html

★★★4. 国家知識産権局、人工知能とデジタル化の進展に対応し知的財産制度を強化★★★

最近、韓国ソウルで開催された第17回IP5長官会合において、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は、人工知能（AI）とデジタル化の進展が知的財産体系に与える影響について、CNIPAが常に高い関心を持って対応していると表明した。

申局長によると、AIやデジタル化の進展が知的財産体系に与える影響に対処するため、CNIPAはAI、ビッグデータなどの新技術分野における審査基準を継続的改善している。また、AI技術を積極的に利用して特許審査の品質と効率を高め、審査作業のデジタル化変革とスマート化アップグレードを推進している。さらに、審査の品質向上、保護、活用、サービスなどの分野で大規模言語モデル（LLM）技術の活用を積極的に探求している。

会議期間中、中国代表団は日本国特許庁との間で二国間会談を行い、最新の統計データや協力プロジェクト、日中韓知的財産権協力の10年ビジョン共同声明の実施などについて意見交換を行った。（出典：中国保護知識産権網 2024年6月27日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202406/1986515.html>

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市知識産権局が「専利代理機関涉外サービス規範ガイドライン」を発表★★★

北京市知識産権局は最近、「北京市専利代理機関涉外サービス規範ガイドライン」を作成し、発表した。この新しいガイドラインは、専利代理機関が提供するサービスの品質向上を図り、国内外のクライアントに対する専利申請やその他の知的財産権関連サービスを、より効果的かつ専門的に行うための基準を提供する。

ガイドラインは4章、42条から構成されており、総則、国外から国内への専利サービス、国内から国外への専利サービス、附則の四つの部分に分かれている。これにより、専利代理機関の涉外サービスに関わる全てのプロセスと段階を立体的にカバーしており、関連業務の質と効率を大幅に向上させることが期待される。

（出典：北京市知識産権局公式サイト 2024年7月8日）

<https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/xwdt/543356294/index.html>

【華東地域】

★★★2. 江西省、知的財産権専門官制度を推進 人材育成に向けた新たな施策★★★

先日、江西省市場監督管理局（知識産権局）を含む6つの部門が共同で「知的財産権専門官制度の推進に関する通達」を発行した。この通達により、江西省内の企業、高等学校、科学研究所、医療衛生機関で知的財産権管理を担当する人員が「知的財産権専門官」として位置付けられた。

江西省市場監督管理局の副局長である譚文英氏は、現在、江西省の知的財産権専門官体制が発展段階にあることを認め、「専門知識と豊富な経験を持つ人材が相対的に少ない状況にある。特に、高度な知的財産権人材の不足が課題であり、関連する法律や政策体系をさらに完備し、知的財産権専門官の職務と位置付けを明確にする必要がある」と指摘している。

通達では、知的財産権専門官の資格条件、職責、管理などの事項を明確に定めており、特に選抜条件、推薦機関、評価方法、サービス範囲などが重点的に規定されている。これにより、江西省における知的財産権の専門管理人材の育成を強化する制度的保障が提供され、知的財産権人材の業務強化とサービス能力の向上の方向性が示されている。地域のイノベーションおよびビジネス環境の発展に貢献する重要なステップであるとみられる。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 7 月 10 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140283

★★★3. 安徽省、専利の転化運用を支援する 30 の施策を打ち出す★★★

このほど開催された安徽省政府常務会議で、『専利転化運用特別行動方案（2023～2025 年）』の実施徹底に関する安徽省の重点措置」が可決された。

この「重点措置」は、専利（特許、実用新案、意匠）転化運用に関する活動体制の確立と整備、転化運用効果の向上、専利技術の産業化の推進、イノベーション成果の現実的生産力への転化加速などを目指し、大学や研究機関による専利転化運用の推進、中小企業のイノベーションへの支援、知的財産権保護の強化、転化運用活動体制の整備、知的財産権金融の発展などの内容を盛り込んでいる。

省知識産権局は「重点措置」の実施徹底に合わせて、知的財産権に関する管理制度と政策の刷新を推進し、サービスモデルの最適化、専利の転化運用への支援を通じて、従来産業の改造と新興産業の育成などに努める方針である。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2024 年 7 月 10 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2024/art_e855369a99634cc6af1f704ebb96e0aa.html

★★★4. 江蘇省、海外知財紛争対応への指導を強化 「サービス管理弁法」を作成★★★

江蘇省知識産権局は、外国に関わる知的財産権リスクの監視、早期警報、防止制御を全面的に推進する「海外における知的財産権紛争の対応を指導するサービスの級別分類管理弁法」を作成した。

省知識産権局は国家發展改革委員会と科技部の涉外知財リスク監視管理制度に関する改革作業の一部を担当している。今回發布した「管理弁法」はその具体的な取り組みの一つであり、海外での知的財産権に関する情報の動的監視、リスクの早期警報分析、紛争対応の指導、普及啓発と研修訓練などの内容が盛り込まれている。

江蘇省は近年、海外における知的財産権の保護に関する各活動を強化しており、保護の拡大と指導体制の整備に取り組んでいる。今年上半期だけで、海外知財紛争に関する相談を 215 件受付、36 件の海外知財紛争の対応を指導した。

(出典：国家知識産権網 2024 年 7 月 8 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/8/art_57_193615.html

★★★5. 浙江省、企業特化型の「IP ポートレート」サービスを開始★★★

浙江省で運営されているワンストップ知的財産サービスプラットフォーム「浙江知的財産オンラ

イン」が、企業特化型の新機能「知的財産ポートレート」（以下「IP ポートレート」）を最近開始し、スマートサービスの新たな展開を迎えた。この機能は、技術、法律、市場、戦略といった多角的な視点から特許データの精査と加工を行い、企業特許の総合スコアを算出し、客観的な企業特許評価レポートを作成する。

「IP ポートレート」は、特許の観点から政府の戦略的な配置や高価値特許の育成、適切な投資誘致などの政策策定に科学的な根拠を提供する。また、企業が自社の特許ポートフォリオを強化し、上下流との協同保護を重視することを促し、技術関連のリスクを事前に回避するための指針を提供する。さらに、企業の知的財産を担保にした融資のための「迅速な通路」を構築し、企業支援政策と産学連携の協力を正確にマッチングさせ、企業のイノベーション資源の効率的な活用を推進することを目指している。

(出典：国家知識産権戦略網 2024 年 7 月 8 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=55373>

○ 司法関連の動き

★★★1. 重慶知的財産権法廷、設立 3 年で各種知財事件を 1.4 万件以上受理★★★

2021 年 6 月 16 日に設立された重慶知的財産権法廷は、この 3 年間で合計 1 万 4135 件の知的財産権事件を受理し、そのうち 1 万 3753 件を結審した。裁判官 1 人当たりの年間平均結審件数は 327 件に上る。

重慶知的財産権法廷の法廷長、張力氏によると、受理された知財民事事件のうち、著作権紛争が全体の 71.92%を占め、商標権紛争が 15.03%、専利（特許、実用新案、意匠）権紛争が 8.12%であった。事件の訴額は合計で約 253 億元に達し、100 万から 500 万元の事件が全体の 1.67%を占めている。

張法廷長は、「非技術系でビジネス関連の事件の割合が高く、主に映画・テレビドラマ、画像などに関わる情報ネットワーク伝播権の侵害紛争、KTV やホテルなどの場所での上映権侵害紛争が含まれる」と説明した。また、インターネットや外国に関わる事件の増加傾向が見られ、これらの事件での法律適用問題は困難かつ複雑であるため、裁判業務の水準向上が一層求められている。

(出典：重慶市第一中級人民法院 Wechat 公式アカウント 2024 年 7 月 10 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/Fayfgwm9JY5tmZqhNm115Q>

★★★2. 「コネクテッドカー知財と法律フォーラム」開催、十大大事例を発表★★★

7 月 6 日、北京で「2024 コネクテッドカー知的財産権と法律フォーラム」が開催され、コネクテッドカー（つながる車）に関連する「知的財産権十大大事例 2024」が発表された。選出された事例は、特許、商標、営業秘密、不正競争、標準必要特許、海外での権利保護、データセキュリティとコンプライアンスなど、多岐にわたる分野をカバーしており、いずれもこの一年間におけるコネクテッドカー関連の重要な知的財産事例である。特に注目されるのは、北京互聯網法院（インターネット裁判所）が審理した全国初の「コネクテッドカー」に関する著作権侵害事件である。

この事件は、国内で初めて「コネクテッドカー」に関連する著作権侵害が取り上げられたもので、

裁判所は判決でシステム提供者と作品提供者が分業協力の形で著作権侵害行為を実施し、共同で侵害を構成したと明確に認定した。この判決は「コネクテッドカー」に関連する著作権事件の審理において有益な参考となるだけでなく、モノのインターネット（IoT）など新たな技術分野における著作権事件の審理にも影響を与えるとされている。

(出典：北京互聯網法院 Wechat 公式アカウント 2024 年 7 月 9 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/CYDRbXHZxCl_qlDmFakqXg

★★★3. 江門市における知的財産犯罪に対する新たな取り組み、被害企業への迅速な賠償を確保★★★

江蘇省江門市の検察院は今年 5 月、公安局（警察）、市場監督管理局、および法院（裁判所）と共同で「知的財産犯罪における違法所得の追徴業務の強化に関する意見（試行）」を発表した。これにより、知的財産刑事事件において、被害者への民事賠償を優先にするメカニズムが正式に確立され、侵害者が追徴される違法所得から権利者への賠償を優先的に支払うことが明確にされている。

江門市検察院によると、これまで知的財産刑事事件を取り扱う際、被告人の違法所得を優先的に没収し、被害企業は刑事事件の処理が完了した後に個別に民事訴訟を提起することが一般的であった。しかし、裁判に勝訴しても、実際に適切な賠償を受け取ることが難しい状況もあった。この問題に対処するため、江門市検察院の検察官は、「権利者への賠償」が「違法所得の没収」という罰則的責任に優先するべきだとの立場を取った。この見解は最終的に法院の判決で認められた。

これまでに、江門市検察院は権利者に対して刑事附帯民事訴訟 6 件の提起を促し、裁判前の調停や裁判を通じて被害企業が合計 610 万元の賠償を確保する支援を行っている。この新しい取り組みは、知的財産権を保護し、被害者が迅速かつ適切な補償を受けるための制度的基盤を強化している。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2024 年 7 月 7 日)

https://www.spp.gov.cn/dfjcdt/202407/t20240707_659753.shtml

★★★4. 北京、ブロックチェーンでデータ知財保護を強化 司法・行政・取引所がシステム統合★★★

7 月 3 日、北京で開催されたグローバルデジタル経済会議において、北京インターネット裁判所の「天秤チェーン」、北京知識産権局のデータ知的財産権登録システム、北京国際ビッグデータ取引所の「北斗チェーン」の 3 つのプラットフォームがシステムの連携を公式に発表した。このシステム統合は、データ知的財産権の登録業務の質の向上、保護の強化、および利用の促進を目的としている。

この統合により、ブロックチェーン技術の特性を最大限に活用し、データ知的財産権登録システムのセキュリティと安定性を強化する。また、信頼できる証拠の預託とデータ知的財産権の効率的な検証が可能となり、当事者の権利保護コストを軽減し、裁判官が電子証拠を受け入れる際の効率を向上させる。

さらに、データ知的財産権の登録、ライセンス、譲渡、取引、評価、質権設定、証券化などの業務が高品質に展開されることにより、データ知的財産権の普及と価値実現が促進される。これにより、

経済発展の新たな原動力が強化されることが期待される。

この三大プラットフォームの連携は、北京のデータ知的財産管理と利用の未来を形作る重要な一歩とされている。

(出典：北京市知識産権局公式サイト 2024年7月5日)

<https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/xwdt/543352876/index.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 浙江省における重点商標保護の新たな施策、省レベルでの協調保護体制を確立★★★

8月10日より、「浙江省重点商標保護リスト管理弁法（試行）」が正式に施行される。この「弁法」は、省市場監督管理局（省知識産権局）、省法院、省検察院、省公安厅、杭州税関、寧波税関が共同で制定したもので、全国で初めての省レベル部門間共有による重点商標保護リストである。この制度は、知的財産権の協同保護効果を最大限に発揮し、一流のビジネス環境およびイノベーション環境を創出するのに寄与すると期待されている。

「弁法」では、保護リストに登録される商標の基本条件が規定されており、「知名度」と「影響力」を考慮する際の要素が明確にされている。第三章では、関連する知的財産権保護機能部門の職責に基づいて、重点商標の保護およびサービスが具体的に定められている。各部門は協同で重点商標の保護を行い、商標管理の秩序を維持するとともに、権利者に対して付加価値のあるサービスを提供する。

また、第十三条および第十四条では、部門間および地域間の協調という視点から重点商標の保護メカニズムを明確にし、第十五条から第十九条に至るまで、関連部門が重点商標保護のために講じる具体的な措置が規定されている。これにより、浙江省は知的財産権の保護をさらに強化し、権利者の利益を守り、地域経済の発展を促進する基盤を固めることになる。

(出典：国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年7月10日)

https://mp.weixin.qq.com/s/xmxiiQQL6Gu9j5m8FWb_MQ

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 四川省と重慶市、自動車産業の「営業秘密保護連盟」を発足★★★

先日、四川省と重慶市において、自動車産業を中心に「営業秘密保護連盟」が正式に設立され、「営業秘密保護承諾書」に署名が行われた。この連盟の初期メンバーには、長安汽車、賽力斯（セレス・グループ）、力帆汽車、長城汽車など、合計37社の重慶市と四川省の自動車関連企業が名を連ねている。連盟は、営業秘密保護のためのサービスリソースを統合し、共有することで、地域の自動車企業に専門的なサービスを提供することを目指している。

連盟を代表して、長安汽車の首席専門家である黄忠強氏が「四川省と重慶市自動車産業営業秘密保護団体標準」の策定計画を発表した。黄氏によると、この計画は業界の自律と協力を推進し、健全な競争環境を共同で築くことを目的としている。この取り組みは、地域内の自動車産業の知的財産保護を一層強化し、企業間の信頼関係と協力体制の確立を促進することが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年7月10日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/symm/202407/1986711.html>

★★★2. 国網福建電力から20名が福建省知的財産専門家シンクタンクに選出★★★

国家電網（ステートグリッド）福建省電力有限公司（国網福建電力）の社員20名が、最近、福建省の知的財産専門家シンクタンクの専門家リストに選出された。このグループには、17名の技術専門家と3名の財政経済専門家が含まれている。

福建省の知的財産専門家シンクタンクは、知的財産専門家、技術専門家、財政経済専門家の3つのカテゴリーに分けられており、知的財産の転化、運用、保護を支援し、地域の知財サービスの水準を向上させることを目的としている。これにより、福建省内の知的財産関連活動の促進が期待されている。

国網福建電力は近年、知的財産人材の育成に注力しており、企業発展に適した知的財産人材育成体制を確立している。同社は「素養向上のナレッジグラフ」+「カスタマイズされたカリキュラム体系」+「専門家型人材の育成」という独自のモデルを採用し、政策に精通し、技術に優れ、転換能力に長け、市場動向を理解する技術ブローカー人材を積極的に育成している。

(出典：中国保護知識産権網 2024年7月9日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202407/1986669.html>

★★★3. 全国初の知的財産権資産担保証券が深セン証券取引所で発行★★★

7月5日、成都ハイテク区の知的財産権資産証券化プロジェクト「興業圓融」が深セン証券取引所で発行された。これは全国初の「中試プラットフォーム」知的財産権資産担保証券プロジェクトである。

知的財産権資産担保証券（ABS）は、知的財産によって生み出される将来のキャッシュフローを基礎資産として、資本市場で適格投資家から資金を調達する融資方式である。従来の知的財産担保融資と比較して、ABS製品は融資規模が大きく、期限が長く、流動性が高いという利点がある。さらに、二次市場における企業の知名度を高め、将来の権利行使や取引などにおいて重要な価値の参考となる。

本プロジェクトのABS製品の証券発行総額は10億元に達し、初回発行規模は1.4億元である。第一期製品のプール入り企業は14社で、中試プラットフォーム、ハイテク企業、専精特新企業などが含まれる。これらの企業は合計2718件の専利を保有しており、プロジェクトの基礎資産は30件の専利（うち特許24件、実用新案6件）を含む。

(出典：成都市科学技術局公式サイト 2024年7月8日)

https://cdst.chengdu.gov.cn/cdkxjsj/c108732/2024-07/08/content_56fc1902501948e4a808795bc7547b02.shtml

○ 統計関連

★★★1. 中国における外国企業の知的財産権出願が急増★★★

中国における外国企業による知的財産権の出願件数、取得件数、保有件数が年々増加している。2023年のデータによると、国外出願者による中国での有効特許保有件数は前年比5%増の90万件を突破し、有効商標登録件数も3.4%増の210万件を記録した。これは、中国の知的財産権保護体制に対する外資系企業の信頼が高まっていることを示している。このほど開かれた国家知識産権局(CNIPA)外資系企業知的財産権保護座談会で明らかになった。

国家知識産権局の申長雨局長は、「CNIPAは近年、中国内外の経営主体の知的財産権の平等の扱いと平等の保護を終始堅持している。トップレベルデザインを持続的に改善し、管理体制の最適化と法治建設の強化を行い、保護の有効性を向上させ、国際協力を深化させている」と述べ、中国の知的財産権保護の近況について説明した。

英製薬大手アストラゼネカの代表は、CNIPAが2022年5月に同社の重要製品に関連する2件の特許の有効性を維持するという決定を下したことで、製品市場と中国への投資への信頼がさらに強化され、約90億円の追加投資が促されたと強調した。

米自動車大手フォードの代表も、「中国での知的財産権の整備された保護環境は、約9000件の専利と1500件の商標を保有する当社のイノベーション推進に寄与している」と述べ、中国の知的財産権保護体制の効果を評価している。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024年7月9日)

https://mp.weixin.qq.com/s/vXvhyxUY-RGCz0FFffUO_A

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注

意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved